平成２１年（フ）第７３９号
茨城県ひたちなか市磯崎町4156番地２
債務者　菊池壽々子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６９号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1303番地２　雇用促進住宅２号棟―105
債務者　田中ジセラこと　タナカ・デ・スギモト・ジセラ・マリベル（ＴＡＮＡＫＡ　ＤＥ　ＳＵＧＩＭＯＴＯ　ＧＹＳＥＬＡ　ＭＡＲＩＢＥＬ）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１号
群馬県桐生市新里町鶴ケ谷420番地５
債務者　吉田　圭一（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０号
群馬県桐生市相生町５丁目452番地　県営住宅Ｇ棟395号
債務者　角田　光好
１　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３４０号
千葉市稲毛区稲毛東２丁目14番16号
債務者　榎本　優子
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５０号
千葉県市原市西広３丁目７番地48
債務者　佐藤奈緒子（旧姓伊東）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６５号
千葉市若葉区若松町529番地
債務者　大塚　繁樹
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９２号
千葉県市原市柳原266番地８
債務者　石原　孝之（旧姓東）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９３号
千葉県市原市柳原266番地８
債務者　石原　純子（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０４号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地の254　コスモ千葉東705号
債務者　行方　奈緒
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３１号
千葉市若葉区みつわ台５―34―２みつわ台ファミリオＢ―２、住民票上の住所千葉県香取市岩部1211番地３
債務者　佐藤　洋子（旧姓花田）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５５４号
千葉市中央区出洲港13番８号　みなと住宅１棟108号
債務者　元木　晃子（旧姓田邉）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７７号
千葉市稲毛区園生町409番地23ハイカムール園生Ⅱ―101号
債務者　柏倉美津江
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
千葉県船橋市西習志野１丁目15番20号　フェリシティハイツＡ―102号
債務者　笈沼　太郎
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２号
富山県砺波市神島780番地25
債務者　今村　健作
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１２３号
富山県砺波市神島780番地25
債務者　今村　淳子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２７４号
富山県砺波市千代107番地１　ラポール千代Ⅱ５号室、住民票上の住所富山県砺波市庄川町青島195番地
債務者　石黒　純子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
富山地方裁判所高岡支部